

利 用 案 内

療育相談・診療部門

- すべて紹介制、予約制をとっています。
- ご相談の内容毎にそれぞれの専門的な対応が異なりますので、初めて当センターを受診される場合は、あらかじめ電話で予約をとっていただき、当日は保険証、医療受給者証（該当者のみ）、母子手帳をご持参ください。

【相談・診療時間】

月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
 ※土曜日・日曜日・祝日、年末年始は休み

福祉施設部門

- 当センター療育施設部門(つくし園・つばさ・「オアシス」)ご利用にあたっては福祉サービスの受給者証が必要となります。
- 利用目的・日数・時間・費用などについてお子さんやご家庭の状況に合わせて相談させていただきます。
- それぞれの直通電話番号は以下の通りです。
 つくし園 0776-53-6571 つばさ 0776-53-6581
 「オアシス」0776-53-6579

職員構成

所 長	医 師	薬 剤 師	診療放射線技師	臨床検査技師	医療ソーシャルワーカー
臨床心理士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	音楽療法員	看護 師
保 育 士	栄 養 士	調 理 師	事務職員		

施設の概要

福井県子ども療育センター
 延床面積 7,095 m² 県立病院に連結
 福井東特別支援学校、特別支援教育センター、県立看護専門学校と併設
 外来診療(リハビリテーション科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、児童精神科、小児外科、眼科)
 医療型障害児入所施設「つくし園」、短期入所、児童発達支援センターつばさ、生活介護事業所「オアシス」

交通案内

- ・えちぜん鉄道・・・「福井口」下車徒歩 10 分
- ・京福バス・・・JR 福井駅西口バスターミナル①のりば
 ⇒「県立病院」下車
- ・すまいるバス・・・JR 福井駅西口バスターミナル⑥のりば
 「東ルート 城東・日の出方面」
 ⇒「15 県立病院口」下車

福 井 県 こ ど も 療 育 セ ン タ ー

〒910-0846 福井県福井市四ツ井 2 丁目 8-1

TEL(0776)53-6570 FAX(0776)53-6576

福井県子ども療育センター



理念と基本方針

私たちは、あらゆる障がい児のために療育環境と療育技術の向上に努力いたします。

- 1 あらゆる障がい児に対し、高度な医療と福祉を提供いたします。
- 2 県内各関連機関との連携を強化し、地域療育拠点施設として貢献いたします。
- 3 あらゆる障がい児の成長過程に合わせたQOL(生活の質)の向上を目指して、個々のニーズに対応いたします。

こども療育センターとは

医療と福祉の機能が一つになった、障がい児のための総合療育機関であり、各関係機関とも連携しています。専門の医師や療法士、保育士、看護師ほか多くの専門スタッフが診療ときめ細かい支援を行い、発達・成長するこども達の潜在的な力を最大限に伸ばすよう努めています。

福祉施設部門

医療型障害児入所施設 つくし園

運動の発達に遅れや障がいがあり、治療やリハビリ、養護、看護を必要とする乳幼児から18歳までのこども達が入所している施設です。医療的管理のもとで、こども達に手術前後のケアや発達支援 ADL（日常生活動作）指導、保育、余暇活動等を提供する中で、療育と保護者支援を行っています。

また、短期入所も行っていきます。



児童発達支援センター つばさ

運動や対人・コミュニケーションの発達に専門的支援を必要とする就学前のこども達が親子で通所する施設です。それぞれの発達状態や特性に合わせたグループ療育を行っています。

保育士や看護師等が保育や健康相談等を提供する中で、健康面、情緒面、生活面やコミュニケーション面の発達援助に取り組んでいます。また、お子さんが社会に適応し家族とともに楽しい生活が送れるよう、保護者支援や地域療育支援も行っています。（定員 40 名）



生活介護事業所「オアシス」

在宅の重症心身障がい者の方が通所し、ADL（日常生活動作）、運動機能などの維持向上を目指します。また、行事等を通して「楽しさ」「生活のしやすさ」「自分らしさ」を実現できるよう援助します。

また、入浴サービスも行っています。（定員 15 名）



療育相談・診療部門

診療科目 リハビリテーション科
小児科 整形外科
耳鼻咽喉科 児童精神科
小児外科 眼科

こどもの障がいに応じて専門医による診察、相談、判定が行われ、さらに必要な時はX線検査や精密検査などを実施し、継続的な医療、療育を行います。

心理

心理検査や行動観察、面接等を行い、お子さんの特徴を把握し、今後の具体的な援助方法を探ります。

相談

初診の予約や各種問い合わせに対応しています。また、福祉制度、福祉サービス、医療費などの相談にのっています。

理学療法 (PT)

運動機能や形態に障がい、もしくは発達の遅れのある方に対して、一人ひとりの症状や生活にあった運動機能の獲得、改善を目標に練習や支援を行います。

作業療法 (OT)

身体に障がいのあるこどもや運動発達に遅れのあるこどもに対して、ADL（日常生活動作）の取得のための適切な指導や支援を行います。

言語聴覚療法 (ST)

ことばや聴こえ、コミュニケーション、飲み込みに障がいのあるこどもに対して、機能評価や適切な支援を行います。

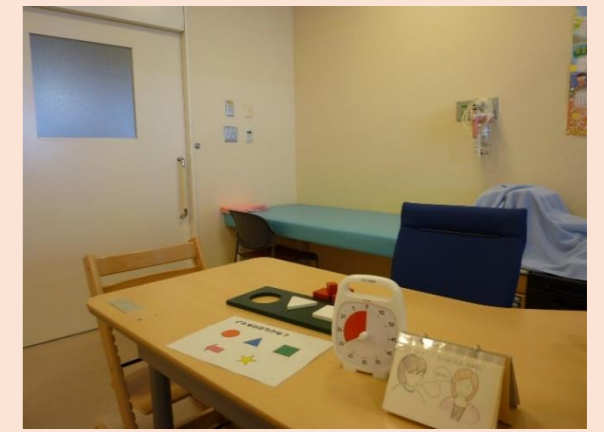
音楽療法

音楽に親しみながら、様々な音楽活動の経験を通して、心理面、社会面、および身体面の発達を支援します。

地域支援

障がいがあるこどもの身近な地域の療育機能や相談機能の向上を目的に、以下の事業を行っています。

- ① 嶺南地域療育機能強化支援事業
- ② 小児療育担当職員等実務研修の実施
- ③ 特別支援学校リハビリ相談事業「リハイク」
- ④ 地域療育拠点運営事業における拠点施設への支援
- ⑤ その他、関係機関や事業所からの職員研修の受諾



〈診察室〉



〈理学療法室〉



〈作業療法室〉



〈言語療法室〉